

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中山間地域で生活する高齢者が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス事業者の経営の安定化を図るため、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、特別地域加算対象地域（旧鏡村及び旧土佐山村をいう。以下同じ。）に居住する者であって別表1又は別表2に定めるものに対し、次の各号に掲げる事業（以下「補助対象サービス」という。）を行う者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「介護予防訪問介護相当サービス」という。）（以下「訪問介護」という。）
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴」という。）
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護及び法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）
- (5) 法第8条第7項に規定する通所介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するもの（以下「介護予防通所介護相当サービス」という。）（以下「通所介護」という。）
- (6) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）
- (7) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (8) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）
- (9) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）
- (10) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 市税又は県税を滞納しているとき。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う別表1及び別

表2に掲げる補助対象サービスの区分に応じて定める補助要件を満たして行う事業とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表1及び別表2に掲げる補助対象サービスの区分に応じて定める補助基準額を限度として予算の範囲内において市長が認める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高知市中山間地域介護サービス確保対策事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者には通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業実施状況報告書（様式第4号）により、次の各号に掲げる期間に提供したサービスに係る事業の遂行状況を、当該各号に定める日までに報告しなければならない。

(1) 4月1日から6月30日まで 7月15日

(2) 7月1日から9月30日まで 10月15日

(3) 10月1日から12月31日まで 1月15日

(4) 1月1日から3月31日まで 3月31日

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して20日を経過する日の翌日又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者には通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、高知市中山間地域介護サービス確

保対策事業費補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（調査等）

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

区分	補助対象サービス	補助要件	補助基準額
1	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅介護支援	事業所の所在地から居宅までの訪問に20分以上40分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	当該サービス提供に係る所定単位数の100分の15に相当する単位数に10を乗じて得た額
		事業所の所在地から居宅までの訪問に40分以上60分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	当該サービス提供に係る所定単位数の100分の25に相当する単位数に10を乗じて得た額
		事業所の所在地から居宅まで訪問に60分以上75分未満の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	当該サービス提供に係る所定単位数の100分の35に相当する単位数に10を乗じて得た額
		事業所の所在地から居宅までの訪問に75分以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	当該サービス提供に係る所定単位数の100分の100に相当する単位数に10を乗じて得た額
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	事業所の所在地から居宅までの送迎に20分以上40分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	当該サービス提供に係る所定単位数の100分の15に相当する単位数に10を乗じて得た額
		事業所の所在地から居宅までの送迎に40分以上60分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	当該サービス提供に係る所定単位数の100分の25に相当する単位数に10を乗じて得た額
		事業所の所在地から居宅までの送迎に60分以上75分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	当該サービス提供に係る所定単位数の100分の35に相当する単位数に10を乗じて得た額
		事業所の所在地から居宅までの送迎に75分以上の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	当該サービス提供に係る所定単位数の100分の100に相当する単位数に10を乗じて得た額
2	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅介護支援	特別地域加算対象地域に所在する小規模事業所が、事業所の所在地から居宅までの訪問に要する時間が20分未満の利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。ただし、病院又は診療所が行う訪問看護及び訪問リハビリテーションは対象としない。	当該サービス提供に係る所定単位数の100分の10に相当する単位数に10を乗じて得た額
		通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	特別地域加算対象地域に所在する小規模事業所が、事業所の所在地から居宅までの送迎に要する時間が20分未満の利用者に対して補助対象サービスを提供した場合
3	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所	区分1又は2の要件に該当する事業者が、補助対象サービスに専ら従事させるため（当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下	新たに雇用した職員1人につき、区分1又は2に定める補助要件に該当するサービス提供に係る所定単位数（当該職員が提供するサー

<p>介護、認知症対応型通所介護及び居宅介護支援</p>	<p>「障害者総合支援法」という。)に基づく指定を併せて受けている場合にあつては当該指定を受けている事業に従事する場合を含む。)、常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から起算して1年を経過していない場合。ただし、第5条の規定による申請を本市が受理した日以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。</p>	<p>ビスに限る。)の100分の5に相当する単位数に10を乗じて得た額</p>
------------------------------	--	---

備考

- 1 「事業所」には、「指定居宅サービス等及び指定介護サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。
- 2 「利用者」とは、法において要介護又は要支援と認定された者又は介護予防訪問介護相当サービス若しくは介護予防通所介護相当サービスが必要と市が認めた者であつて特別地域加算対象地域に居住するものとする。ただし、特別地域加算対象地域外で介護サービスの確保が困難な地域（最寄りの事業所まで20分以上要する地域）に居住し市長が補助することが適当であると認めた者を含む。
- 3 「訪問に要する時間」及び「送迎に要する時間」とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると市長が認めた時間とする。
- 4 「所定単位数」とは、法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数とする。ただし、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスにあつては、市長が定める単位数とする。
- 5 補助基準額の算出は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）に定められた方法に準じ行うものとする。
- 6 区分1及び2の補助要件を満たす補助対象事業であつて、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護に係る補助基準額については、片道のみ送迎を行った場合は、当該区分に定める補助基準額の2分の1に相当する額とする。また、所定単位数が月当たりで決定される場合であつて、1か月間のサービス提供回数のうち過半数が片道のみ送迎となった場合は、補助基準額の2分の1に相当する額とする。
- 7 「小規模事業所」とは、特別地域加算対象地域ごとに居住する全ての利用者の補助金の交付決定の日の属する年度の前年度4月におけるサービスごとのサービス利用回数の合計が200回以下（障害者総合支援法に基づく利用回数を含む。）に該当する場合に、当該地域に所在する事業所をいう。
- 8 補助対象となるサービス提供は、補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までの期間に行ったものとする。
- 9 区分3において、月の途中から雇用した場合及び月の途中まで雇用した場合の補助基準額等については、雇用した日数分を対象とする。
- 10 「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）の規定による。

別表2

区分	補助対象サービス	補助要件	補助基準額
1	小規模多機能型居宅介護	事業所の所在地から居宅までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上60分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供回数に450を乗じて得た額
		事業所の所在地から居宅までの訪問又は送迎に要する時間が60分以上の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供回数に1,050を乗じて得た額
2	小規模多機能型居宅介護	区分1の要件に該当する事業者が、補助対象サービスに専ら従事させるため（当該事業所が障害者総合支援法に基づく指定を併せて受けている場合にあつては当該指定を受けている事業に従事する場合を含む。）、常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から起算して1年を経過していない場合。ただし、第5条の規定による申請を本市が受理した日以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。	新たに雇用した職員1人につき、区分1の補助要件に該当するサービス提供回数（当該職員が提供するサービスに限る。）に150を乗じて得た額

備考

- 「事業所」には、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。
- 「利用者」とは、法において要介護1若しくは要介護2又は要支援1若しくは要支援2と認定された者であつて、特別地域加算対象地域に居住するものとする。ただし、特別地域加算対象地域のある市町村において、特別地域加算対象地域外でサービスの確保が困難な地域（最寄りの事業所まで20分以上要する地域）に居住し市長が補助することが適当であると認めた者を含む。
- 「訪問又は送迎に要する時間」とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると市長が認めた時間とする。
- 区分2において、月の途中から雇用した場合及び月の途中まで雇用した場合の補助基準額等については、雇用した日数分を対象とする。
- 補助対象となるサービス提供は、補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までの期間に行ったものとする。
- 「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）の規定による。

年 月 日

高知市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者（職・氏名）

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付申請書

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の交付を受けたいので、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 所定の補助金所要額調
 - (2) 市税及び県税の滞納がない旨を証する納税証明書（高知市及び県税事務所が発行する全税目の納税証明書）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金については、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
- (4) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

年 月 日

高知市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者（職・氏名）

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業変更等承認申請書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容
- 3 補助金変更等申請額
- 4 添付書類
 - (1) 所定の補助金所要額変更調
 - (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

高知市長 様

所在地
報告者 名 称
代表者（職・氏名）

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業実施状況報告書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市中山間地域介護サービス確保対策事業の実施状況について、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 所定の事業実施状況調
- (2) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

高知市長 様

所在地
報告者 名 称
代表者（職・氏名）

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業実績報告書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金について、補助事業が完了したので、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 実績額 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 所定の補助金精算書兼実績報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

高知市長 様

所在地
請求者 名 称
代表者（職・氏名）

高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金について、高知市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円